

《牛乳乳製品統計調査関係》

1 未諮問基幹統計としての確認事項

牛乳乳製品統計調査（以下この節及び次節において「本調査」という。）については、これまで統計委員会に諮問されていないことから、以下のような品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について確認する必要がある。

(確認事項)

1 本調査の行政施策上の具体的な利活用状況はどのようになっているか。また、行政施策以外での利活用状況はどうか。さらに、本調査結果の更なる有効活用が図られるような取組を行っているか（例えば、調査結果の利用可能性を高めるため、統計ニーズの積極的な把握や、調査結果の具体的な利活用例に係る情報提供の充実化といった取組の状況等）。

<回答>

本調査の結果は、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（昭和40年法律第112号）に基づく加工原料乳に係る生産者補給金（別添1参照）の交付対象数量（交付の上限となる数量）の算定や「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づく指定乳製品の輸入・調整保管の判断を行うための資料などの行政施策に利用されるほか、行政施策以外でも都道府県における鉱工業生産指数や産業連関表の作成などにも使用されております。

本調査結果の更なる有効活用が図られるための取組としては、定期的に政策部局等と意見交換を行い、新たな施策に対応した統計ニーズを把握しているほか、調査結果の具体的な利活用事例については農林水産省ホームページにおいて、国民に対し情報提供しております。

2 本調査のうち、毎年実施する基礎調査票による調査（以下この節及び次節において「基礎調査」という。）については全数調査、毎月実施する月別調査票（牛乳処理場・乳製品工場用及び本社用）による調査に（以下この節及び次節において「月別調査」という。）については標本調査（有意抽出）として実施している。調査内容、利活用状況、費用対効果等の観点から、各調査票による調査の役割分担はどのような考えにより整理されているのか。また、当該整理は適切か。

<回答>

本調査の調査体系は別添2のとおりであり、基礎調査は、経営組織、常用従業員数、生産能力といった構造的な動向を年1度把握するとともに、標本調査である月別調査の母集団情報として利用するために、全数調査で実施しております。

これに対し、月別調査は、生乳の処理量や牛乳乳製品の生産量・在庫量等の月別の需要動向を把握し、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（昭和40年法律第112号）及び「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づく指定乳製品の輸入・調整保管の判断を行う際などの需給安定対策等の資料とすることを目的として実施するものであり、調査の効率的な実施及び調査対象の負担軽減を踏まえ、標本調査で実施しております（別添3参照）。

以上の整理については、毎月調査を実施する月別調査の標本数を全体の3分の2にしても、全体の生乳の受乳量について95%を把握していることから、調査結果の利用に支障がなく、月別調査を全数調査として実施することに比べ、経費節約ができるとの観点から適切であると考えております。

3 基礎調査及び月別調査の両調査の対象となっている報告者は、重複して報告する調査事項があるが、同一の報告者を対象として両調査を実施する必要性は何か。報告者負担の軽減等の観点から何らかの措置を講じているのか（もし、講じていない場合、例えば、月別調査で報告している事項を基礎調査において報告しない、あるいは、報告内容を簡素化するといった措置を講ずる余地はないのか。）。

<回答>

基礎調査は、月別調査では把握していない「生産能力」等の独自の調査事項があることから、一部の調査客体に対しては両調査を実施する必要があります。

なお、基礎調査と月別調査が重複する調査客体については、基礎調査の調査票に前年の調査結果（月別調査結果を累積した年計値等）をプレプリントする措置を講じているため、改めて年計値等を求めない措置を講じております。

基礎調査の調査票において、プレプリントを行う箇所は別添4のとおりとなっております。

4 上記3と関連するが、年間生産量については、「月別調査の各月の合計」と「基礎調査の結果」の2つの異なる値が出てくることになるが、両者の関係について説明願いたい（具体的な数値を示しながら説明願いたい。また、「年計」として公表されている値は、どのような意味合いのものか。）。

<回答>

基礎調査において把握する個別調査客体の年間生産量は、標本調査で行う月別調査の標本抽出及びその調査結果を基に調査対象外分を含めた年間生産量を推計するための推計係数を算出する基礎データとして使用するものであり、基礎調査で把握した調査値を年計として公表するものではありません。

なお、月別調査による年計値（推計値）と基礎調査による年計値は概ね同一であり、この差による支障はこれまで生じておりません（下記参考参照）。

(参考)

○平成27年調査結果

	月別調査（月別調査の累計値）	基礎調査（公表しない）
・牛乳生産量年間計	3,005,406 kl	2,994,377 kl
・乳飲料生産量年間計	1,306,315 kl	1,304,224 kl

5 上記3と関連するが、本調査は、前回答申（平成18年8月）後の平成19年調査から、調査対象の範囲、調査方法、調査事項等について変更し、調査体系の見直しを行って実施してきている。これについて、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減の観点から、どのように評価しているか。

特に、月別調査の対象である牛乳処理場については統廃合等の動きがある中で、現行の「牛乳処理場の抽出方法」を見直す必要はないのか。

また、牛乳乳製品に関する統計情報として、本調査以外に、関連する行政記録情報はないか（ある場合、当該行政記録情報を活用する余地はないか。）。

<回答>

前回答申において、月別調査の調査対象となる標本抽出基準である、県内の12月の月間生乳受乳量のカバレッジを95%から80%に変更したことや、月別調査票の生乳の県外生産者・集乳所からの送受乳量について市町村別の把握から都道府県別の把握に変更する等により、従前の3枚の調査票から1枚の調査票に見直したことにより、調査の効率化及び調査対象の負担軽減が図られたと考えており、これまでの間に調査対象からの苦情もありません。

また、牛乳処理場の抽出方法の見直しにつきましては、現行の標本抽出基準を引き上げた場合などは、小規模工場のみ県については、県別の牛乳等の生産量や生乳の県間移動の状況などが正確に把握できなくなることが想定され、畜産行政における各種施策等での利用に際して支障が生じる恐れがあると考えております。

なお、これまでも政策担当部署等を通じて関連する行政記録情報の有無について情報収集を行っておりますが、本調査の調査事項に代替え可能な行政記録情報は見当たりません。

(参考)

○月別調査の標本抽出基準

基礎調査結果から以下の基準により抽出する。

- ① 生乳の月間受乳量が300t以上の牛乳処理場
- ② 生乳を県外から受乳又は県外へ出荷している牛乳処理場
- ③ 乳製品工場
- ④ 都道府県別に12月の月間受乳量について、80%を上回るまでの牛乳処理場
(受乳量の大きい牛乳処理場順に抽出)

6 本調査は、民間事業者に調査業務を委託して実施していることに関し、以下について説明願いたい。

- ① 民間事業者には、どのような業務を委託しているのか。結果精度の確保・向上を図るため、民間事業者に対し、仕様書や契約書等においてどのようなことを求めているのか。民間事業者による調査業務（委託業務）の実施状況について、調査の効率的実施、報告者負担の軽減、結果精度の確保等の観点からどのように評価しているか。今後、更なる改善等を図っていく上で留意すべき点はないか。
- ② 上記①とも関連するが、報告者からの回収状況（各調査票別、郵送・オンライン・FAX別。最近5か年度）はどのようにになっているのか。特に、第Ⅱ期基本計画においてオンライン調査を推進することとされている中、オンライン回答率の向上を図るため、民間事業者はどのような工夫等を行っているのか。また、更なる向上を図る観点から、今後、民間事業者に対して、どのような取組等を求めていくのか。

<回答>

- ① 牛乳乳製品統計調査については、平成21年より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札により、
 - ア 第1期 平成21年1月～平成22年12月（2カ年分の調査）
 - イ 第2期 平成23年1月～平成25年12月（3カ年分の調査）
 - ウ 第3期 平成26年1月～平成28年12月（3カ年分の調査）の調査を対象として業務を民間委託しております。

委託業務の範囲については、調査の協力依頼から調査票の回収・審査・集計、統計表の作成並びに謝金支給までを包括的に委託しております。

実施要項の策定及び実施状況の評価にあたっては、省内に外部有識者を構成員とした検討会を設置し、検討・評価を行っているところであり、民間事業者による本調査の実施状況については、問題なく実施されているとの評価を受けているところでもあります。

また、民間事業者との契約にあたっては、総合評価落札方式による競争入札により実施し、技術点2：価格点1の得点配分により落札者を決定しており、技術点における評価項目においては、調査の効率化や専門性等を求めているところでもあります（評価項目については別添5のとおりです）。

- ② 報告者からの回収状況は下記の表（参考参照）のとおり、基礎調査、月別調査ともに回収率は100%となっております。

なお、平成26年からオンライン調査での回収割合が低くなっておりますが、これは平成26年より政府共通オンラインの対応環境にWindows XPが含まれなくなったため、Windows XPの環境しかもたない報告者がFAXに報告方法を変更したためであります。

また、民間事業者は、今までオンライン調査システムを利用していない報告者に対して、調査協力依頼状の中で、本調査はオンライン調査システムを利用した調査であると記載し、郵送及びFAXの回収は希望者のみの対応とすることや記載利用意向が上がるような調査協力依頼状のレイアウトを工夫することなどにより、オンライン調査システムの回答率の向上を図っております。

今後、民間事業者に対して、更なるオンライン回答率の向上を図るための創意・

工夫を凝らした新たな提案をしてもらい、有効であると判断したものについては積極的に活用するよう求めてまいりたい。

(参考)

○報告者からの回収状況

単位：％

年次	基礎調査				月別調査			
	計	郵送	オンライン	F A X	計	郵送	オンライン	F A X
平成23年	100	4	57	39	100	3	71	26
平成24年	100	5	51	44	100	3	68	29
平成25年	100	5	50	45	100	3	73	25
平成26年	100	6	41	53	100	5	49	46
平成27年	100	6	41	53	100	5	50	45

7 前回答申（平成18年8月）において「月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である」との指摘がなされている。農林水産省では、月別調査結果の公表期日について、平成19年12月分の結果（平成20年1月25日公表）からそれまでの調査月の翌月末から翌月の25日に前倒しをして公表しているものの、鉱工業生産指数（速報）に反映されている状況にはない。

この関係で、以下について説明願いたい。

① 現在、実査から公表までの各工程に実施する個々の業務（調査票の配布・回収、督促、内容審査、疑義照会、集計等）については、通常どのようなスケジュールで実施しているのか（個々の業務におおむねどの程度の期間（何日）を要しているのかが分かるよう整理をお願いしたい。）。

② 調査対象者からの調査票の提出状況はどうなっているか。月別調査票の提出期限は調査対象月の翌月の18日であるが、平成27年1月分以降について、提出期限前の一定の時期（例えば、調査対象月翌月の10日、18日等）までの報告者数及び全体の報告者数に対する割合について一覽的に整理願いたい。

また、鉱工業生産指数（速報）に関連する生産量等に係る調査結果について、平成27年1月分以降について、提出期限前の一定の時期（例えば、調査対象月翌月の10日、18日等）までの報告者に係る生産量等の状況、調査対象月における全体の生産量等に対する割合（カバレッジ）の状況について一覽的に整理願いたい。

③ 上記②により、一定の時期までに一定以上の生産量等に係るデータが確保されている状況を踏まえ、例えば、調査対象月翌月の14日までの報告者に係る結果情報を、鉱工業生産指数（速報）に反映可能な期限までに提供する形で対応する余地はないか。（仮に、上記の形での提供が可能であれば、鉱工業生産指数（速報）に関連する生産量等に係る調査結果は「速報」として公表し、その後速やかに集計表全体を「確報」として公表するといった対応を行うことが考えられるのではないか。）。

上記のような対応が困難であるとした場合、前回答申における指摘に対し、どのような対応を行うことを考えているのか。

<回答>

① 実査から公表までの各工程のスケジュール及び行程に要している期間については下記の表のとおりであります（下記参考1参照）。

（参考1）

○実査から公表までのスケジュール等

各工程	日程	行程に要している期間
調査票の配布	調査月当月の25日	—
回収	調査月翌月の10日	10日間
督促	調査月翌月の14日まで	4日間
内容審査・疑義照会	調査月翌月の18日まで	8日間
民間事業者からの報告	調査月翌月の18日	—
農水省からの疑義照会	調査月翌月の21日まで	3日間
集計	調査月翌月の21日	1日間
公表	調査月翌月の25日	4日間

② 調査対象から民間事業者への報告期日は調査対象月の翌月10日、民間事業者から国への報告期日は調査対象月の翌月18日としており、

ア 平成27年1月分から1年間の各報告期日等ごとの報告者数及び調査票の回収率

イ 牛乳生産量の平成27年1月分から1年間のアの各報告期日等ごとの回収調査表データの牛乳生産量の合計（月別調査対象の積み上げ値）に対するカバー率は下記の表のとおりとなっております（下記参考2及び参考3参照）。

(参考2)

○月別調査の調査票回収率（平成27年1月分～12月分）

		1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調査対象者数		360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
10日時点	報告者数	344	341	355	338	342	343	340	343	343	337	343	336
	回収率(%)	(95.6)	(94.7)	(98.6)	(93.9)	(95.0)	(95.3)	(94.4)	(95.3)	(95.3)	(93.6)	(95.3)	(93.3)
14日	報告者数	354	359	360	360	359	360	356	360	357	357	360	360
	回収率(%)	(98.3)	(99.7)	(100.0)	(100.0)	(99.7)	(100.0)	(98.9)	(100.0)	(99.2)	(99.2)	(100.0)	(100.0)
18日	報告者数	360	360			360		360		360	360		
	回収率(%)	(100.0)	(100.0)			(100.0)		(100.0)		(100.0)	(100.0)		

(参考3)

○牛乳生産量の各報告期日等ごとの月別調査対象の合計値に対するカバー率（平成27年1月分～12月分）

単位：Kl

		1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
牛乳生産量（月別調査対象の合計値）		236,735	227,971	239,302	241,433	257,196	261,305	251,438	235,548	258,043	263,286	248,925	238,527
10日時点	牛乳生産量	229,877	221,469	234,247	231,116	243,880	256,161	238,353	227,571	249,878	252,985	237,749	232,346
	カバー率(%)	(97.1)	(97.1)	(97.9)	(95.7)	(94.8)	(98.0)	(94.8)	(96.6)	(96.8)	(96.1)	(95.5)	(97.4)
14日	牛乳生産量	235,646	227,358	239,302	241,433	255,292	261,305	251,427	235,548	257,800	263,148	248,925	238,527
	カバー率(%)	(99.5)	(99.7)	(100.0)	(100.0)	(99.3)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
18日	牛乳生産量	236,735	227,971			257,196		251,438		258,043	263,286		
	カバー率(%)	(100.0)	(100.0)			(100.0)		(100.0)		(100.0)	(100.0)		

- ③ 前記②のとおり、督促後の14日時点でほとんどの調査票が回収できておりますが、その後、民間事業者は相当な数について疑義照会を行っているのが実情であり、当方としては、最低、報告内容の審査や疑義照会を終了したものでないと経済産業省へのデータ提供はできないと考えております（下記参考4参照）。

この度、改めて経済産業省の鉱工業生産指数を取りまとめる担当者に確認したところ、本年4月以降の公表は、毎月最終営業日とする予定であり、この鉱工業生産指数（速報）に牛乳乳製品統計調査の結果を反映させるには、概ね1週間前にデータ提供等をいただかなければならないということでありました。

このことを踏まえ、過去の統計データ（主に乳製品の生産量）について検証したところ、民間事業者において審査が行われ18日までに国に報告のあったデータによる集計結果と、25日に公表している統計データに大きな差異は見られませんでした。

このため、18日時点で国に報告されたデータについて、職員が桁ずれ等がないかどうかを精査した上で集計し、所要の手続きを取った後、毎月21日までに概数データとして鉱工業生産指数の所管である経済産業省の担当者に提供し、鉱工業生産指数（速報）に反映していただくことといたします。

なお、公表は鉱工業生産指数（速報）に提供するデータ以外の生乳の県間移出入量等のデータについて、そのデータ検証に時間を要すること、また、この集計結果については各種畜産行政に影響を与えるものであることから、職員が十分に精査し、改めて業者からの調査対象に対する照会を行ったデータによる集計結果にて、これまでどおりの調査対象月の翌月25日までに公表することとさせていただきます。

また、このことについては、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続き等に十分留意するとともに、18日時点の概数データと25日に公表するデータに差異がある場合の取り扱い等について、経済産業省とも十分な調整を行い、適切に対応することといたします。

(参考4)

〇月別調査の疑義照会件数

	年間計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成26年(件)	3,628	315	314	323	300	296	292	310	305	303	292	289	289
平成27年(件)	3,616	297	299	310	304	301	295	310	303	304	292	294	307

8 「より活力ある酪農業・関連産業の実現に向けて～生乳流通等の見直しに関する意見～」(平成28年3月31日付け規制改革会議農業ワーキンググループ)では、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)に基づく現行の指定生乳において、生産者団体制度(注)の廃止が提言されるなど、今後、牛乳乳製品の流通ルートの多様化が進展する可能性がある。この関係で、以下について説明願いたい。

- ① 本調査において、生産者(酪農家)でなく、牛乳処理場及び乳製品工場等を調査対象としている理由は何か。また、牛乳処理場及び乳製品工場等を経由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量等はどの程度あるのか(あると見込まれるのか)。
- ② 上記①とも関連するが、社会経済情勢の変化等への対応を図る観点から、現行の調査対象範囲を生産者にも拡大し、統一的に把握することについてどのように考えるか。また、生産者を調査対象範囲とするためにクリアすべき課題があるとすれば何か。

<回答>

① 本調査では昭和27年にそれまで生乳を生産する農家を対象として調査してきたものから、調査の効率的な実施の観点及び乳製品の生産動向の正確な把握の観点から母集団は小さくても、生産された生乳の大部分が把握できる、生乳の出荷先である牛乳処理場及び乳製品工場に調査対象を変更したところであります。

なお、牛乳処理場及び乳製品工場等を経由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量(自家消費量等)は、本調査が牛乳処理場及び乳製品工場等を調査対象とした調査であることから直接把握はできないため、当省統計部の畜産統計調査(乳用牛飼養戸数・頭数(搾乳牛))及び農業経営統計調査(搾乳牛1頭あたりの実搾乳量)の調査結果から推定し、牛乳乳製品統計調査の調査項目である牛乳乳製品工場での「欠減(工場における生乳のロス)」と合計して、生乳用途別処理量のうち「その他向け」として集計・公表しております(下記参考1参照)。

これまでの結果では、牛乳処理場及び乳製品工場等を経由せずに流通している牛乳乳製品に係る生産量は、1%を下回ると見込んでおります(下記参考2参照)。

(参考1)

○生乳の用途別仕向け量のうち「その他向け」の推定方法

$$\text{その他仕向け} = \begin{array}{l} \text{【畜産統計調査】} \\ \text{乳用牛飼養頭数} \\ \text{(搾乳牛頭数)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{【農業経営統計調査】} \\ \text{搾乳牛1頭あたり} \\ \text{の実搾乳量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【牛乳乳製品統計調査】} \\ \text{欠減} \end{array}$$

※搾乳牛1頭あたりの実搾乳量は全体のうち、「小売量」、「子牛給与量」、「家計消費量」のみ計上。

(参考2)

○生乳生産量及び用途別処理量

年次	生乳生産量(t)	用途別処理内訳							
		牛乳等向け		乳製品向け		その他向け		牛乳乳製品工場を経由せずに流通している生乳生産量	
		実数(t)	処理率(%)	実数(t)	処理率(%)	実数(t)	処理率(%)	実数(t)	処理率(%)
平成 22 年	7,720,456	4,149,598	(53.7)	3,498,582	(45.3)	72,276	(0.9)	52,913	(0.7)
23	7,474,309	4,058,062	(54.3)	3,350,909	(44.8)	65,338	(0.9)	52,316	(0.7)
24	7,630,418	4,043,870	(53.0)	3,527,910	(46.2)	58,638	(0.8)	46,195	(0.6)
25	7,508,261	3,974,526	(52.9)	3,476,528	(46.3)	57,207	(0.8)	46,167	(0.6)
26	7,334,264	3,910,940	(53.3)	3,364,492	(45.9)	58,832	(0.8)	48,440	(0.7)

② 調査対象範囲を生産者にも拡大することにつきましては、仮に生産者団体制度が廃止された場合でも、生産者が生産した生乳のほとんどは牛乳処理場又は乳製品工場に集荷されることや、生乳の生産及び出荷している生産者は17,700戸と多いこと（乳用牛飼養戸数（平成27年畜産統計調査結果））から、調査の効率的な実施及び報告者負担を考えると、現行の調査対象範囲での実施が費用対効果の点からも適当ではないかと考えております。

なお、生産者にも調査対象範囲を拡大した場合の課題につきましては、前述に関連しますが、生産者の生乳生産量の1%以下の部分を他統計から推計せず、より実査することによって適切に数値を把握する（精度を高くして把握する）こととなると、数百客体単位で標本が必要であると考えられ、費用対効果の問題が発生することや、調査を設計するにあたり、牛乳乳製品工場に出荷していない生産者の母集団を作成しなければならないこと、更には毎月の公表も遅れるのではないかと等々の点が課題として考えられます。

2 牛乳乳製品統計調査の変更

(1) 報告を求める事項の変更

基礎調査票及び月別調査票において、「ホエイパウダー」(注)の生産量及び国産・輸入別の在庫量を把握するための調査事項を追加する。

また、「脱脂粉乳」の在庫量については、現在、国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、国産・輸入別の在庫量を把握するための調査事項に変更する。

(注) ホエイパウダーとは、チーズ製造の際に発生する副産物(水溶液)であるホエイを乾燥させたものであり、脱脂粉乳の代替として利用される。

(論点)

1 牛乳乳製品の製造工程はどのようになっているのか、また、ホエイパウダーや脱脂粉乳の違いや用途等について説明願いたい。

<回答>

牛乳乳製品の製造工程の詳細は別添6のとおりであります。

「脱脂粉乳」は、牛乳から乳脂肪分を除去したもの(無脂肪牛乳)からほぼ全ての水分を除去して粉末状に乾燥させたもので、はっ酵乳、乳飲料、製菓、製パン、加工乳、アイスクリーム等の原材料として利用されます。

一方、「ホエイパウダー」はチーズ製造の際に発生する副産物(水溶液)を粉末状に乾燥させたもので、乳飲料、育児用調製粉乳(粉ミルク)、製菓、製パン、アイスクリーム等の原材料としても利用されております。

このため、「ホエイパウダー」は「脱脂粉乳」の代用として利用される可能性があり、特にタンパク質含有量25%~45%の「ホエイパウダー」は、「脱脂粉乳」と競合する可能性が高いものとなっております。

2 今回調査において新たに追加する調査事項との関係で、T P P協定における乳製品の交渉結果や大筋合意の内容について説明願いたい。

<回答>

T P P協定については、昨年10月に大筋合意に至り、本年2月に署名式が行われたところですが、その中で今回新たに追加する調査事項の「脱脂粉乳」については、関税の削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度^(注)を維持するとともに、最近の追加的輸入量の範囲で新たにT P P枠を設置することで合意となったところであります。

(注) 生乳の生産と消費は季節変動(夏季・冬季・猛暑等)により不安定であるため、例えば生乳の需給に余裕があるときは、保存性の高いバターや脱脂粉乳の生産を増加させるなど、バターや脱脂粉乳は生乳需給の調整弁となっている。このため、バターや脱脂粉乳の輸入を独立行政法人農畜産業振興機構による国家貿易により適切に管理することで、国内の生乳需給を円滑に調整するものである。

一方、「ホエイ」については、

- ① 脱脂粉乳と競合性する可能性の低い「ホエイ(たんぱく質含有量25%未満)」は、T P P協定発効後、16年目までの関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置を行う
- ② 脱脂粉乳と競合性の高い「ホエイ(たんぱく質含有量25%~45%)」は、T P P協定発効後、21年目までの長期間の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置を行う
- ③ たんぱく質含有量が特に高い「ホエイ(たんぱく質含有量45%以上)」は、T P P協定発効後、段階的に6年目に関税の撤廃を行う(セーフガードの措置は無し)こととなります。

なお、詳細は別添7のとおりであります。

3 ホエイのセーフガード発動に係る評価のプロセスや考え方はどのようになっているのか。また、その中で本調査結果をどのように活用することを想定しているのか。

(評価のプロセスや考え方については、脱脂粉乳の生産量及び国産・輸入別の在庫量と、ホエイパウダーの生産量及び国産・輸入別の在庫量の関係に留意して、具体的なイメージ等が分かる形で説明願いたい。)

なお、その際、脱脂粉乳も輸入されており、ホエイパウダーと同様の事項を把握する中で、脱脂粉乳はセーフガードの対象とならない理由についても説明願いたい。

<回答>

T P P 協定におけるセーフガード発動に係る具体的な評価プロセスや考え方は、現在、議論がなされているところであり、今時点でお示しすることができませんが、T P P 協定においては、「ホエイ (たんぱく質含有量25%未満)」及び「ホエイ (たんぱく質含有量25%~45%)」については、セーフガード発動数量が決められており、締結国全てからの輸入量の合計が発動数量を上回った場合、セーフガードが発動され、定められたセーフガード関税率が適用されることとなります。

ただし、脱脂粉乳と競合性の高い「ホエイ (たんぱく質含有量25%~45%)」については、

- ① 脱脂粉乳が国内で不足している
- ② 脱脂粉乳の国内需要が低下していない

と認められる場合は、脱脂粉乳の需給に悪影響がないことから、セーフガードを適用しないこととされており、また、締結国はセーフガードが発動された場合において、①又は②の条件に合致していると判断した場合は、我が国に対して合致していない理由を説明するよう求めることができるほか、セーフガード措置を停止するよう求めることができるものとなっています。

この際、我が国は脱脂粉乳の市場について包括的かつ正確な評価を行い、セーフガードの発動への判断や相手国に対して説明する必要が生じることとなり、この評価にあたっては、

- ① 脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向
- ② 脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向
- ③ 日本国における脱脂粉乳の市場に対して明らかな影響を及ぼす最近の自然災害又は長期異常気象

を考慮し脱脂粉乳市場の包括的な評価を行うこととしております (下記参考参照)。

なお、ホエイパウダーと脱脂粉乳はその利用が競合する可能性があることから、この2品目については生産量と在庫量 (国産・輸入別) からその影響を踏まえつつ評価することが必要であり、また、ホエイパウダーはたんぱく質含有量別に脱脂粉乳との競合性に高低はあるものの、全てのたんぱく質含有量について脱脂粉乳の代用として利用される可能性があるため、その状況も踏まえる必要があることから、今回、必要な調査項目として追加したところであります。

また、「脱脂粉乳」については、今回のT P P 協定において、現行の国家貿易制度を維持した上で、新たな関税割当 (T P P 枠) を設定することで合意となり、低関税で輸入される数量が限定されるためセーフガードを必要としないものであります。

(参考)

- 「環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国のホエイの数量セーフガードの運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」(抜粋)

3 日本国は、T P P 協定第二章(内国民待遇及び物品の市場アクセス) 附属書二-D(関税に係る約束)の日本国の関税率表の付録B-1(農産品セーフガード措置) 第E節(ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置) 5(a)(ii)に定める条件が存在するかどうかを確認するため、日本国における脱脂粉乳の市場の包括的な評価を行い、及び当該包括的な評価を行うに当たっては、他の事項とともに、次の事項を考慮する。

- (a) 脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向
- (b) 脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向
- (c) 日本国における脱脂粉乳の市場に対して明らかな影響を及ぼす最近の自然災害又は長期異常気象
(以下、略)

4 基礎調査票及び月別調査票に新たに追加するホエイパウダー及び脱脂粉乳に係る調査事項は、報告対象となっている全ての者（牛乳処理場・乳製品工場、本社）が回答可能なのか。あるいは、一定規模以上の者が報告対象となるのか。後者の場合、どのような要件等を備えた者が報告者となるのか（全報告者のうちどのくらいの報告者数が見込まれるのか。）。

<回答>

「ホエイパウダー」については「チーズ」を製造する際に発生する副産物（水溶液）を乾燥させたものであることから、その生産については「チーズ」を生産する牛乳乳製品工場に限定されると考えております。

また、「ホエイパウダー」の国内での生産状況や輸入品の取り扱い状況等について大手乳業メーカーに照会したところ、取り扱っている牛乳乳製品工場は大手乳業メーカーを中心に10社程度ではないかということでありました。

このため、平成26年牛乳乳製品統計調査（基礎調査）で「チーズ」を製造している牛乳乳製品工場154社のうち、おおむね年間1 t以上「チーズ」を生産している30社に確認を行ったところ、9社が「ホエイパウダー」の生産又は輸入品を取り扱っており、9社ともたんぱく質含有量別に、その量について回答可能とのことでありました。

さらに、「脱脂粉乳」の輸入在庫量については、当該乳製品の輸入が独立行政法人 農畜産業振興機構による国家貿易によるものであることから、同機構に輸入業者として登録されている社を確認したところ、大手乳業メーカー6社が登録されておりました。これを踏まえ、大手乳業メーカー15社（本店）に確認したところ、同様に6社で輸入「脱脂粉乳」を扱っているとのことであり、また、「脱脂粉乳」の輸入在庫量について回答可能かどうか確認したところ、取り扱いの有無にかかわらず全ての大手乳業メーカーで回答可能とのことでありました。

なお、「脱脂粉乳」の輸入在庫量の調査事項についての報告対象については、大手乳業メーカー以外にも商社から買い入れている牛乳乳製品工場があることも想定されますが、政策部局からの情報により実際の報告者は20社程度になると見込んでおります。

（参考）

○ 「チーズ」を製造している牛乳乳製品工場数

年次	チーズを製造している牛乳乳製品工場
平成22年	136
23	132
24	133
25	138
26	154

5 上記4と関連するが、追加する調査事項に係る生産及び在庫管理の実態等を踏まえ、報告者が正確に報告することは可能か。また、報告者が紛れなく正確に回答してもらうためどのような措置を講ずるのか（記入の仕方等においてしかるべき対応を予定している場合には、現時点における説明のイメージを説明願いたい。）。

<回答>

論点4において、「ホエイパウダー」を製造している又は輸入「ホエイパウダー」を取り扱っている並びに輸入「脱脂粉乳」を取り扱っているとの回答を得た牛乳乳製品工場等に対して、併せて、追加する各調査事項について回答することが可能かどうか確認したところ、それらの生産量及び在庫量については、いずれも管理伝票等で整理されており、正確に回答が可能であるとのことであります。

また、報告者から正確に回答をしてもらうために、「回答の手引き」を作成し、報告者が正確に記載できるよう措置する予定であります。

なお、現時点における説明イメージは別添8のとおりであります。

6 牛乳乳製品に関する統計情報として、貿易統計（主要乳製品の輸入量等）や独立行政法人農畜産業振興機構による調査データ（ホエイの国内生産量等）等がある中、把握情報の役割分担や調査の効率的な実施等の観点からみて、利活用できる余地はないか。

<回答>

貿易統計では輸入量を捉えていますが、TPP協定におけるセーフガードの適確な運用に必要な統計データは「輸入在庫量」であり、その既存データが存在しないことから、この度、本調査で把握するものとしたところであります。

また、独立行政法人農畜産業振興機構では、平成25年度の「ホエイ」の国内生産量について把握しておりますが、これは大手乳業メーカーの一部を事例的に調査したものであり、乳業全体について把握したものではないことに加え、以降、継続的に統計データを整備しているものではないことを確認しております。

(2) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の変更に伴う所要の変更を行う。
また、調査計画に集計表様式の全てを個別に付す形式から、集計事項の一覧表を付す形式に変更するとともに、一部の集計事項について、実態に即した変更を行う。

○ 本調査の集計事項（統計表）について、調査計画上の統計表と実際に公表されている統計表との間で一部相違が見られることから、統計表の相違の状況（実態）とともに、当該相違が生じた経緯、今後の対応等について説明願いたい。

<回答>

調査計画上の集計表（全24表）のうち、公表すべきものにもかかわらず、公表していない集計表が7表、公表している内容が承認されている内容と異なる集計表が2表、調査計画上の表題と公表時の表題が異なる集計表が12表ありました。

調査計画上の集計表と実際に公表されている統計表に相違が生じた経緯につきましては、一部変更した当時の関係書類が廃棄されており詳細が不明なものもありますが、主に、

- ① 調査結果として対象となる数が少ない又は調査対象からの要望により、個人情報
の秘匿措置として、集計はするものの内部利用に留め未公表の対応とした
- ② 利用者ニーズや利便性を図る観点から調査計画上の集計表と異なる表題や集計ス
タイルでの公表とした

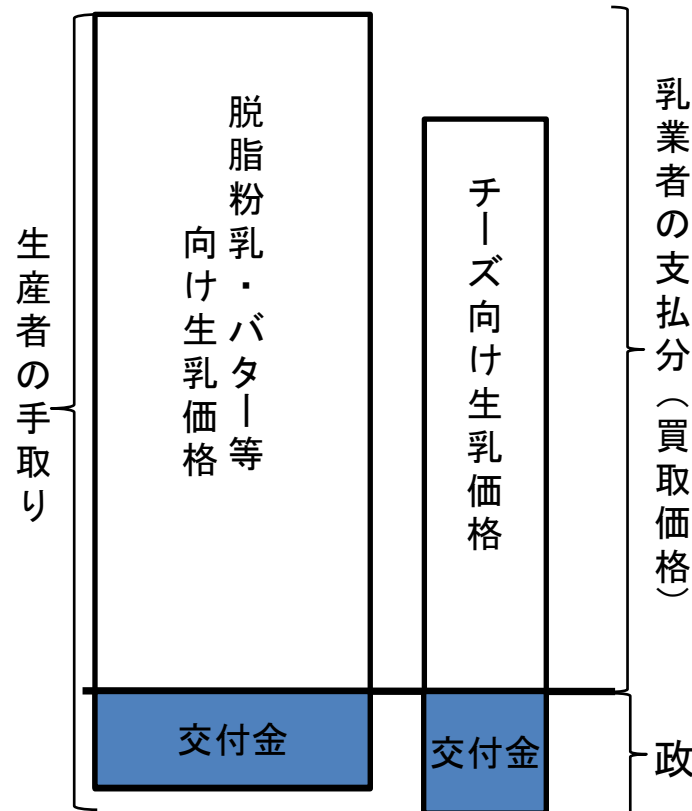
ことによるものであります。

今後の対応につきましては、今後公表する統計表は、今回申請しております調査計画「8集計事項」に基づき適切に公表していくほか、過年次の未公表の集計事項のうち可能なものについては、平成28年中を目途に再度集計し直し十分精査した上で、遡及してインターネットにて公表するものとさせていただきます。

加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

28年度：脱脂粉乳・バター等向け：単価12.69円/kg、交付対象数量：178万トン
 チーズ向け：単価15.28円/kg、交付対象数量：52万トン



交付対象数量の算定

国産ナチュラルチーズ及び脱脂粉乳・バター等の需要見込みを踏まえ、これらの用途向け生乳供給量として必要と見込まれる数量を交付対象として設定。

(例：脱脂粉乳・バター等向け)

$$\text{交付対象数量} = \text{供給量 (生乳生産量)} - \text{需要量 (自家消費、生乳等、その他乳製品、チーズ)} + \text{要調整数量注}$$

注：要調整数量は国産乳製品の需要を満たすためにさらに必要な生乳生産量

供給量の生乳生産量及び需要量の牛乳等の算出に牛乳乳製品統計が使用されている。

政府からの交付分 [交付金単価及び**交付対象数量**は毎年度決定]

牛乳乳製品統計調査の概要

本調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

<調査体系>

牛乳乳製品統計調査



基礎調査(全数調査、年1回)

- 調査期日 : 毎年12月末現在
- 調査期間 : 調査期日の翌年の1月中
- 調査方法 : 民間事業者による郵送又はオンライン調査
- 公表日 : 調査対象年の翌年の3月20日
- 調査対象 : 594工場・処理場

<調査事項>

- 事業所の属する事業体の経営組織及び従業者数
- 生産能力
- 生乳の受乳量及び送乳量(12月の月間)
- 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量(12月の月間)
- 牛乳等の種類別生産量(年間)並びに飲用牛乳等の県外出荷状況及び容器容量別生産量(10月の月間)
- 乳製品の種類別生産量(年間)及び年末在庫量



※月別調査の母集団整備をとして実施するほか、乳業の合理化や牛乳乳製品の供給拡大等の施策への基礎資料としてデータ整備

月別調査(標本調査、毎月)

- 調査期日 : 毎月末日現在
- 調査期間 : 調査期日の翌月上旬
- 調査方法 : 民間事業者による郵送又はオンライン調査
- 公表日 : 調査対象月の翌月の25日
- 調査対象 : (牛乳処理場・乳製品工場) 360工場・処理場
(本店又は主たる事務所) 15事業所

<調査事項>

- 生乳の集乳地域別受乳量及び仕向け地域別送乳量
- 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量
- 牛乳等の種類別生産量
- 飲用牛乳等の仕向け地域別送乳量
- 乳製品の種類別生産量及び月末在庫量



<調査対象>

日本標準産業分類に掲げる細分類0913－処理牛乳・乳飲料製造業及び0914－乳製品製造業に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所

牛乳乳製品統計調査の流れ

<基礎調査(年1回、12月31日現在)>

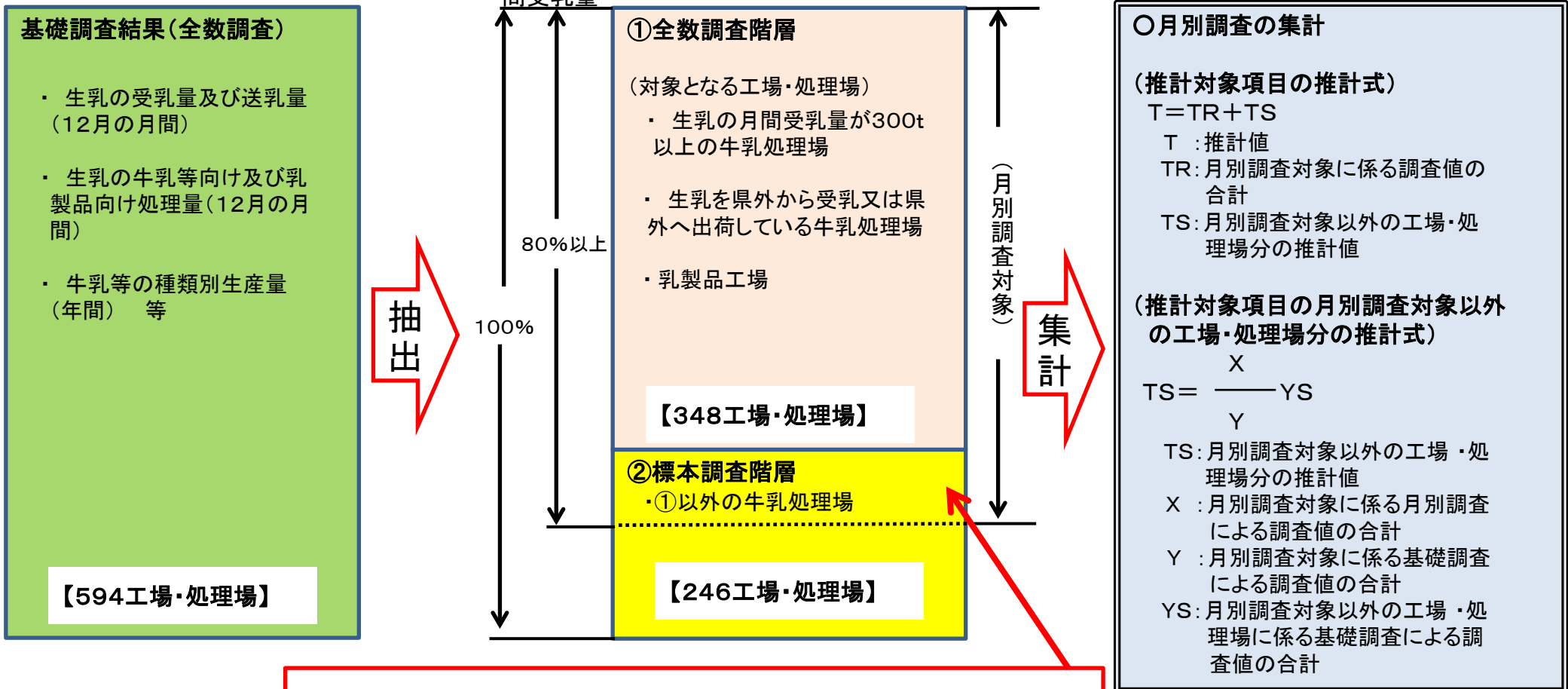
月別調査のための母集団整備及び月別調査における「都道府県値」の推計係数の算出

<月別調査>

基礎調査結果より、①全数調査階層に属する調査対象と②標本調査階層から抽出される調査対象に調査を実施

<月別調査の集計>

月別調査対象の調査値の合計と月別調査対象以外の工場・処理場分の推計値を合計したものを月別調査結果として公表
(各月ごとに季節性を加味して調整)



全数階層の12月の月間受乳量が80%未満の都道府県が出現した場合、標本階層から受乳量の大きい工場順に80%を上回るまで都道府県ごとに抽出する。

別記様式第1号（第5条関係）

秘
農林水産省

平成 年 牛乳乳製品統計調査
基礎調査票（案）



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

調査年	都道府県	管理番号	分類符号	工場

・網掛け部分は記入の必要はありません。

統計法に基づく基幹統計
牛乳乳製品統計

記入者氏名

1 経営組織

- 1：会社
- 2：農業協同組合
- 3：個人・その他

2 常用従業者数（12月31日現在）

人

3 生乳の送受乳量及び処理内訳（12月の月間）

単位：t

区分	受乳量				他工場・ 処理場への 送乳量	生乳の処理内訳							
	計	生産者・集乳所から		他工場・処理場から		総処理量	牛乳等向け	うち、 業務用向け	乳製品向け	うち、 チーズ向け	うち、 クリーム等向け	欠減	
		県内	県外	県内									県外
12月の月間													

4 牛乳等の生産量及び出荷状況（1月～12月）

単位：k1

区分	飲用牛乳等生産量						乳飲料	はっ酵乳	乳酸菌飲料
	計	牛乳	加工乳・ 成分調整牛乳		うち、業務用	うち、 成分調整牛乳			
			うち、業務用	うち、 学校給食用					
1月～12月									

飲用牛乳等の県外出荷の実績
又は予定の有無（1月～12月）

有る：1
無し：2

5 飲用牛乳等の容器容量別生産量（10月の月間）

単位：k1

区分	計	ガラスびん		紙製容器		その他
		500ml未満	500ml以上	500ml未満	500ml以上	
		牛乳（10月の月間）				
加工乳・成分調整牛乳（10月の月間）						

6 生産能力（12月31日現在）

区分	生乳の 貯乳能力 (t)	飲用牛乳等 (1/h)	はっ酵乳 (1/h)	粉乳 (kg/h)	バター		クリーム (kg/h)	チーズ		れん乳 (kg/バット)
					連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/バット)		連続式 (kg/h)	バッチ式 (1/バット)	
					生産能力（12月31日現在）					

7 乳製品の生産量（1月～12月）及び年末在庫量（12月31日現在）

単位：kg

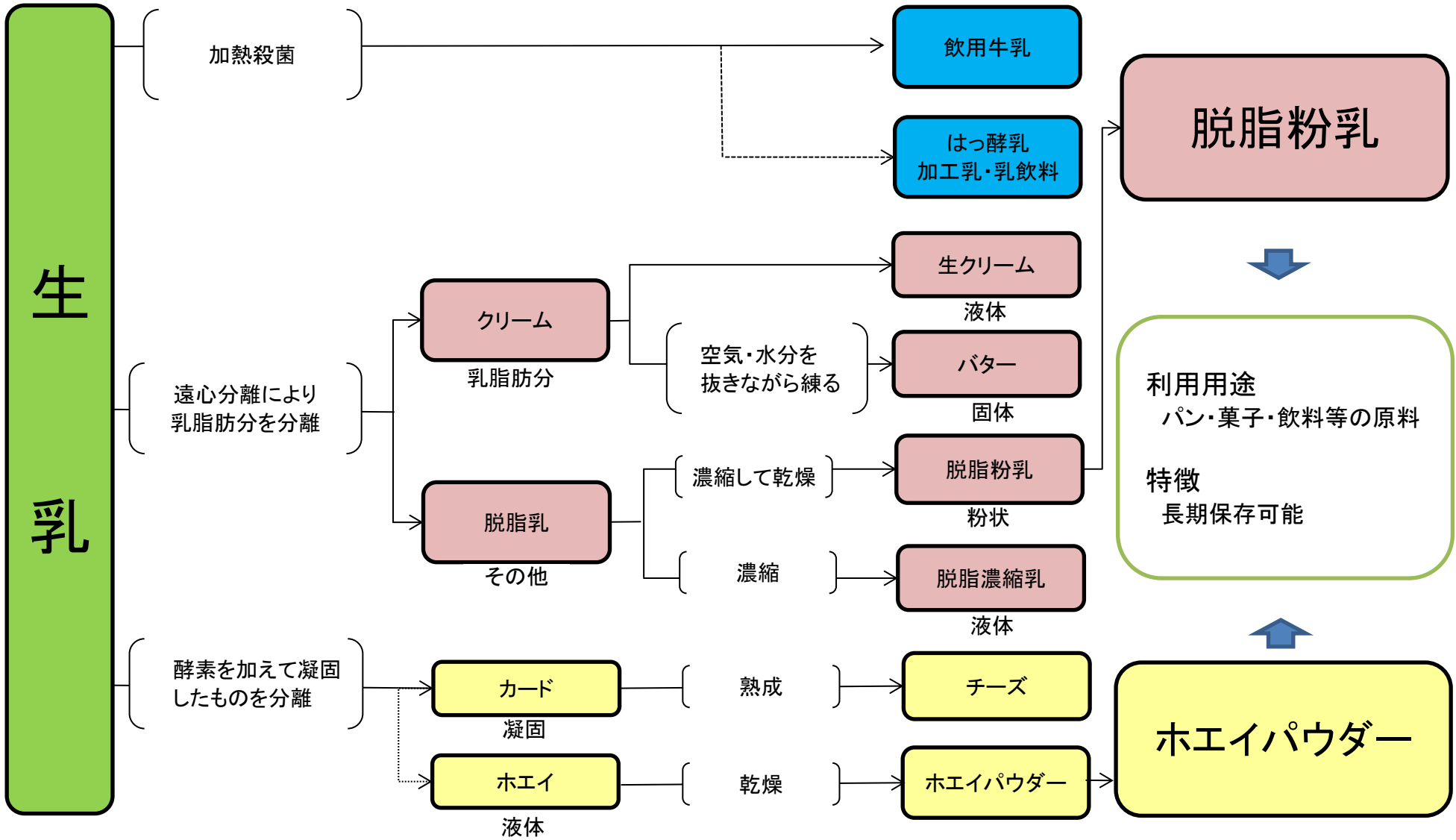
区分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイ パウダー	うち、カバク質 含有量		バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8% 以上のアイスクリーム (単位：k1)	
					25%未満	25～45%				うち、直接消費用 「ナチュラルチーズ」	加糖れん乳	無糖れん乳		脱脂加糖れん乳
					生産量（1月～12月）									
在庫量(合計)(12月31日現在)														
在庫量(国産)(12月31日現在)														
在庫量(輸入)(12月31日現在)														

注：年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫分を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

の箇所をプレプリント は平成29年以降プレプリント

牛乳乳製品の製造工程

脱脂粉乳とホエイパウダーの競合



TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）における乳製品の交渉結果

1. 脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- TPP枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による 輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(*1) (生乳換算)
(対象品目:脱脂粉乳、バター、ホエイ等)
- 枠内税率
脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(*2)
バター 35%+マークアップ(*2)

既存のWTO枠

今後も継続
(変更せず)

+ 脱脂粉乳、バターが
不足している場合に実施

+

追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による 輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分
(追加輸入の実績)

	(生乳換算、万トン)	
年度	2014	2015
脱脂粉乳・バター	18.8	15.6

TPP枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量 (生乳換算)
脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
バター 3万9341トン → 4万5898トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
- 合計 6万トン → 7万トン(6年目)
- 枠内税率(11年目までに削減)
脱脂粉乳 25%,35%+130円/kg → 25%,35%
バター 35%+290円/kg → 35%



(*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。
 (*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg~238円/kg、バター77円/kg~649円/kg

2. ホエイ

食用ホエイ

- ①たんぱく質含有量25%未満
- ・段階的に16年目に関税撤廃
25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(16年目)
 - ・数量セーフガード措置
- 〔発動数量〕 1年目5,000トン、10年目8,000トン
12年目9,000トン、15年目11,250トン
16年目以降1,000トン/年増加
- 〔SG税率〕 1-5年目:29.8%+75円/kg
6-10年目:23.8%+45円/kg
11-15年目:13.4%+30円/kg
16年目以降:毎年2%+4円/kg削減
前年発動の場合は1%+2円/kgの削減
2年間発動がなければ廃止

- ②たんぱく質含有量25%以上45%未満
- ・段階的に21年目に関税撤廃
25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(21年目)
 - ・数量セーフガード措置
- 〔発動数量〕 1年目4,500トン、10年目7,000トン
13年目9,250トン、20年目16,250トン
21年目以降1,250トン/年増加
- 〔SG税率〕 1-5年目:29.8%+120円/kg
6-10年目:23.8%+105円/kg
11-15年目:19.4%+90円/kg
16-20年目:13.4%+75円/kg
21年目以降:毎年1.9%+10.7円/kg削減
前年発動の場合は1%+5円/kgの削減
3年間発動がなければ廃止

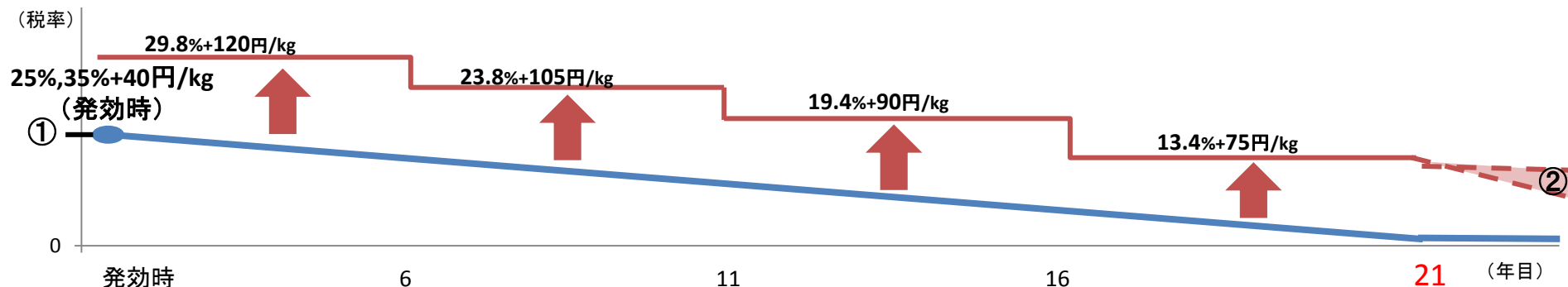
(注)脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

- ③たんぱく質含有量45%以上
- ・段階的に6年目に関税撤廃
25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(6年目)

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

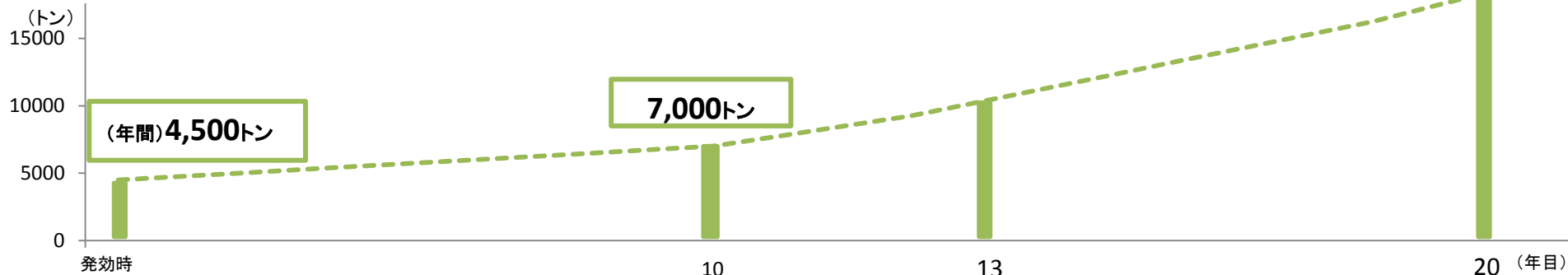
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発行時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

7 乳製品の生産量及び年末在庫量のうちホエイパウダーについて

キログラム(1kg=0.001t)単位

7 乳製品の生産量(1月~12月)及び年末在庫量(12月31日現在)

単位: kg

区 分	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	ホエイパウダー			バター	クリーム	チーズ	れん乳			乳脂肪分8%以上のアイスクリーム(単位: k1)
				うち、タンパク質含有量25%未満	うち、タンパク質含有量25~45%					うち、直接消費用ナチュラルチーズ*	加糖れん乳	無糖れん乳	
生産量(1月~12月)				142,000	9,600	120,000							
在庫量(合計)(12月31日現在)				620	200	300							
在庫量(国産)(12月31日現在)				300	100	200							
在庫量(輸入)(12月31日現在)				320	200	100							

注: 年末在庫量については、本社が複数の工場・倉庫を一括で把握している場合は記入する必要はありません。

●ホエイパウダーとは、生乳を乳酸菌で発酵させ、又は乳に酵素若しくは酸を加えてできた乳清からほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいいます。

●記入にあたっては、

- ① 「ホエイパウダー」の計には、タンパク質含有量の区分なく全てのホエイパウダーについて、その数量を記入願います(「タンパク質含有量25%未満」+「タンパク質含有量25~45%」+「タンパク質含有量45%以上」)。
- ② 「ホエイパウダー」の計のうち数として、「うち、タンパク質含有量25%未満」と「うちタンパク質含有量25~45%」の記入欄を設けておりますので、タンパク質含有量別に該当する欄へその数量を記入願います。
- ③ 「ホエイパウダー」の計の欄 \geq 「うち、タンパク質含有量25%未満」+「うちタンパク質含有量25~45%」となります。

●在庫量について

「ホエイパウダー」、「うち、タンパク質含有量25%未満」及び「うちタンパク質含有量25~45%」を国産、輸入別に記入願います。
 なお、他社から買い受けたもの、輸入したものと及び農畜産振興機構がカレントアクセス分で買い受けたものも在庫量に含めてください。一方、委託生産された物の在庫量は、委託側の在庫量となりますので計上しないでください。

●ご記入頂かないもの

この欄には、食用としての「ホエイパウダー」のみを記入頂きますので、①液状のホエイや②飼料用ホエイについては計上しないようお願い致します。